

# 退職共済等給付規程

社会福祉法人元気の里

## 退職共済等給付規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とから就業規則に基づき退職金給付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 法人 社会福祉法人元気の里とから
2. 施設 法人が運営する各事業所
3. 職員 社会福祉法人元気の里とからが運営する前項の施設に正職員として採用され就業規則による常時勤務する者をいう

### (給付)

第3条 職員として採用の日から引続き2年以上勤務し退職した時は、その者にこの規程により退職給付金を支給する。ただし、その者が死亡退職の場合は労働基準法施行規則第42条から第45条に定める範囲及び順位に支給する。

1. 職員(A)として採用された職員は、中小企業退職共済会に加入する
2. 職員(P)として採用された職員は、法人独自で退職金を積み立てる。

### (給付額)

第4条 退職給付金の額は、共済会及び法人独自で定めた額とする。

### (勤続期間)

第5条 勤続期間の計算は、共済会の定め及び法人独自が定めて計算された期間とする。

### (給付の制限)

第6条 退職給付金は、次の各号に該当する者には支給しない。

1. 勤続年数が2年に満たない者
2. 懲戒解雇された者
3. 退職した職員が再就職の職場において、当法人が加入していた共済会に加入しており、かつ継続して加入できる者で、その者から希望のあった場合

(勤続期間の継続)

第7条 同共済会に加入している施設又は団体から引続き職員として採用された者の勤務期間は、前勤務の期間を通算する。

第8条 この規程の施行に関しては必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。